



栃木県公報

平成 27 年
5月26日(火)
第2684号

目 次

告 示

○保安林の解除	493
○土地改良区定款変更の認可	493
○道路の区域の変更	494
○道路の供用開始	494

公 告

○土地改良区役員の退就任	495
内水面漁場管理委員会	
○こいの放流等の禁止	496

告 示

栃木県告示第264号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について、保安林の指定を解除する。

平成27年 5月26日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
那須塩原市箕輪字立道東672-2・672-3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、672-4から672-6まで、672-7（次の図に示す部分に限る。）、673-3
 - 2 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 3 解除の理由
市道歩道用地及び河川管理用道路とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第265号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年 5月26日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
清次郎口用水土地改良区	平成27年5月1日
二宮中部土地改良区	平成27年5月1日
宇芳真土地改良区	平成27年5月1日
長沼西部土地改良区	平成27年5月1日

(農地整備課)

栃木県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年5月26日から同年6月24日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 5月26日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路線名 一般県道 小金井結城線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
75	前	小山市大字鉢形956-4 から 小山市大字鉢形964-1 まで	15.0 ~ 21.0	84.7	
	後	小山市大字鉢形956-4 から 小山市大字鉢形964-1 まで	18.2 ~ 20.2	84.7	
75	前	小山市大字萱橋字山下469-1 から 小山市大字萱橋字松木合297まで	13.2 ~ 16.3	182.5	
	後	小山市大字萱橋字山下469-1 から 小山市大字萱橋字松木合297まで	10.9 ~ 16.4	182.5	
75	前	小山市大字萱橋字松木合298-1 から 茨城県結城市大字結城字柳下12078- 7まで	3.0 ~ 7.0	238.2	
	後	小山市大字萱橋字松木合298-1 から 茨城県結城市大字結城字柳下12078- 7まで	6.4 ~ 13.5	238.2	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 草久栗野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
246	前	鹿沼市入栗野字横根1513から 鹿沼市入栗野字横根1504-1 まで	4.3 ~ 12.6	75.0	
	後	鹿沼市入栗野字横根1513から 鹿沼市入栗野字横根1504-1 まで	7.9 ~ 18.0	75.0	

栃木県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年5月26日から同年6月24日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 5月26日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
75	一 般 県 道 小 金 井 結 城 線	下野市柴81-8から 小山市大字鉢形954-3まで	平成27年 5月26日
75	一 般 県 道 小 金 井 結 城 線	小山市大字萱橋字野合1195-2から 茨城県結城市大字結城字柳下12078-7まで	平成27年 5月26日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成27年 5月26日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
岩 舟 土地改良区	理 事	木村 正一		栃木市岩舟町静3599	27. 3 . 31	
	〃	富山 一行		〃 〃 〃 3929	〃	
	〃	佐山 猛夫		〃 〃 曲ヶ島728	〃	
	〃	永島 實		〃 〃 静和1750-2	〃	
	〃	小林 栄		〃 〃 静2094-3	〃	
	〃	船田 沆	船田 沆	〃 〃 静和919-1	〃	27. 4 . 1
	〃	和久井一義	和久井一義	〃 〃 静戸581-1	〃	〃
	〃	斎藤 健	斎藤 健	〃 〃 〃 190	〃	〃
	〃	石塚 征夫	石塚 征夫	〃 藤岡町富吉978-2	〃	〃
	〃		小林 明	〃 岩舟町静2103-2		〃
	〃		小林 良憲	〃 〃 〃 3871-1		〃
	〃		永島 勇	〃 〃 静和1698		〃
	〃		栗原 孝宏	〃 〃 静戸992-2		〃
	〃		相良 栄	〃 〃 静3703		〃
	監 事	小柳 正男		〃 〃 静戸218	27. 3 . 31	
	〃	栃木 功		〃 〃 〃 876-2	〃	
	〃	川原井英二	川原井英二	〃 〃 静4019-2	〃	27. 4 . 1
	〃		青木 則夫	〃 〃 静戸1652-1		〃
〃		佐山 修一	〃 〃 曲ヶ島194		〃	

(農地整備課)

内水面漁場管理委員会

栃木県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、こい（まごい及びにしきごいをいう。以下同じ。）の放流等について、次のとおり指示する。

平成27年 5月26日

栃木県内水面漁場管理委員会

会長 橋 本 俊 一

1 指示の内容

(1) 放流の禁止

県内の公共の用に供する水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、次に掲げるこいを放流してはならない。ただし、公共用水面等において採捕したこいを当該採捕した水面に再放流する場合その他栃木県内水面漁場管理委員会が認める場合は、この限りでない。

ア 公共用水面等又は県外の公共の用に供する水面及びこれと接続一体を成す水面で採捕されたこい
イ コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたこいと水を介しての接触があるこい

ウ PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されていないこい群のこい

(2) 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にこいを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成27年 5月28日から平成28年 5月27日まで